

岩国市治山林道工事における「週休２日工事」の実施要領の 改訂について（お知らせ）

令和８年８月
岩国市契約監理課

岩国市建設工事における「週休２日工事」の実施要領を改定し、治山林道工事（農林水産省所管事業）について、山口県農林水産部に準拠し以下のとおり実施要領を改定することとしたのでお知らせします。

令和８年８月１日～

月単位及び完全週休２日の補正係数を改定し、通期の補正係数を廃止します。

１．対象工事（変更なし）

現場作業を行う期間が１週間以上で設計金額が２００万円を超える治山林道工事（農林水産省所管事業）を対象とする（災害復旧工事を含む）。ただし、応急復旧工事など週休２日工事の実施が困難な工事は対象外とする。

（「週休２日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

２．発注方法等（変更なし）

発注者指定型の「週休２日工事（現場閉所型）・月単位」として発注する。また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休２日工事（交替制）・月単位」として発注する。

３．補正係数

月単位及び完全週休２日の補正係数を改定し、通期の補正係数を廃止する。

４．経費の補正方法

- ・発注時は、月単位の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定する。
- ・契約後速やかに受発注者間で協議を行い、完全週休２日を実施するとした場合は、精算段階でこの達成が確認されれば、完全週休２日の補正係数で各経費を補正し、契約変更を行う。
- ・月単位に満たない場合は、補正分を減額する契約変更を行う。

５．適用基準日

令和８年８月１日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

６．その他

山口県農林水産部農村整備課ウェブサイト 「週休」２日工事の実施要領（令和８年４月）を参照。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/104/150092.html>